

振動規制法施行規則別表第1号の規定に基づく区域の指定

	昭和61年3月24日	名古屋市告示第112号
改正	昭和61年6月27日	名古屋市告示第276号
	平成5年11月15日	名古屋市告示第350号
	平成8年5月22日	名古屋市告示第194号
	平成18年11月22日	名古屋市告示第496号
	平成27年5月29日	名古屋市告示第352号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域を次のように定め、昭和61年4月1日から施行する。

昭和61年名古屋市告示第110号（振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づく地域の指定）により指定した地域のうち次に掲げる区域

- 一 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
- 二 工業地域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域

備考

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第5条第1項の規定により指定された都市計画区域であって同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。